

# 簿冊非公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年5月14日  
法律第42号)第5条第1項(個人に関する情報)に該当

電子複写不可

●●  
部隊原簿

オ八十八師団

終戦時の  
日ソ戦



防衛研究所図書館